

福岡県公報

平成二十二年一月六日
第三千五十八号
増刊 ①

福岡県知事 麻生 渡

目次

規則(第二号)

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則(児童家庭課)……………一

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正……………一六

再掲

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一六

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則……………一七

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………一七

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………二〇

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………二〇

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………二二

規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年一月六日

福岡県規則第二号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施権者等 法第二十二条、第二十三条若しくは第三十三条の六の実施をする権限を有する者又は法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の措置をとる権限を有する者及び県立児童福祉施設の長をいう。
- 二 自立援助ホーム 法第六条の二第一項による事業を行う住居をいう。
- 三 ファミリーホーム 法第六条の二第八項による事業を行う住居をいう。

第三条第一項中「措置権者」を「実施権者等」に、「第二十七条第一項第三号又は」を「若しくは第三十三条の六の実施をしたとき、又は第二十七条第一項第三号若しくは」に、「措置児童」を「措置児童等」に、「措置世帯」を「入所世帯」に、「措置妊産婦」を「入所妊産婦」に、「在籍措置児童の属する世帯の」を「措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く)の税額等による」に、「児童措置」を「措置児童等」に改め、同条第二項中「児童措置」を「措置児童等」に改め、同条第三項中「措置権者」を「実施権者等」に改め、「その旨を」の下に「実施され又は」を加え、同条第四項中「児童」を「措置児童等」に、「措置されている」を「入所している」に、「高額な」を「多額な」に改める。

第五条中「措置権者」を「実施権者等」に、「第二十七条第一項第三号又は」を「若しくは第三十三条の六により実施され、又は第二十七条第一項第三号若しくは」に改め、「児童福祉施設」の下に「(自立援助ホーム及びファミリーホームを含む)」を加える。

第六条中「措置権者」を「実施権者等」に改める。

第七条第一項及び第二項中「措置権者」を「実施権者等」に、同条第三項中「措置権

者」を「実施権者等」に、「負担金納期限延長許可（不許可）通知書（様式第五号）」を「負担金納期限延長許可（不許可）通知書（様式第五号）」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入 所 施 設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、母子生活支援施設及び自立援助ホーム		
階層区分	定 義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100		
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	4,500	2,200	
C2	所得割の額がある世帯	6,600	3,300		
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500	
D2		15,001円から40,000円まで	13,500	6,700	
D3		40,001円から70,000円まで	18,700	9,300	
D4		70,001円から183,000円まで	29,000	14,500	
D5		183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600	
D6		403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)	
D7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)	
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)	

D ₉	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D ₁₀	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D ₁₁	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D ₁₂	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D ₁₃	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D ₁₄	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

備 考

1 この表のC₁階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁～D₁₄階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合、上表にかかわらず、(1) 当分の間徴収金基準額(D₁₄階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、(2) B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。

- 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに係るものに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」

……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

- 6 第3条第4項の適用については、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 $\times 0.1 \times$ (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)(以下「1218002号通知」という。))の別表4 1障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

- 7 (1) 法第22条に規定する助産施設への助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であつても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

8 乳児院への短期入所措置に係る負担金については、この表の徴収金基準額にかかわらず、同表のC₁階層からD₃階層(ただし、所得税の額が60,000円以下の場合)までは日額1,000円、D₃階層(ただし、所得税の額が60,001円以上の場合)からD₁₃階層までは日額2,000円とし、これに入所措置の日数を乗じて得た額を当該措置児に係る負担金の額とする。

なお、A・B階層については無料、D₁₄階層については全額徴収とする。

9 保育所に入所している障害をもつ児童が、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設に通園する場合の当該通園に係る負担金については、この表の徴収金基準額の規定にかかわらず、次の算式によって得られる額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。この場合において、第3条第1項ただし書及び第4項の規定は適用しないものとする。

算式

この表の徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数

別表第2 (第3条関係)

施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、乳児院、盲児施設、ろうあ児施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親	<p>(次の算式によつて得られる額)</p> <p>措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。以下同じ。)+事業費の各費目(里親手当を除く。以下同じ。)のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、〔(措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>
肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設又は助産施設	<p>(次の算式によつて得られる額)</p> <p>事業費の各費目のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、(事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額÷その月の日数)×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>

別表第3 (第3条関係)

児童入所施設徴収金基準額表 (入所者用)

対象収入等による階層区分		肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
1	生活保護法による被保護世帯(単給を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	0円
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)		
2	0円～270,000円	0円
3	270,001～280,000	1,000
4	280,001～300,000	1,800
5	300,001～320,000	3,400
6	320,001～340,000	4,700
7	340,001～360,000	5,800
8	360,001～380,000	7,500
9	380,001～400,000	9,100
10	400,001～420,000	10,800
11	420,001～440,000	12,500
12	440,001～460,000	14,100
13	460,001～480,000	15,800
14	480,001～500,000	17,500
15	500,001～520,000	19,100
16	520,001～540,000	20,800
17	540,001～560,000	22,500
18	560,001～580,000	24,100
19	580,001～600,000	25,800
20	600,001～640,000	27,500
21	640,001～680,000	30,800
22	680,001～720,000	34,100
23	720,001～760,000	37,500
24	760,001～800,000	39,800
25	800,001～840,000	41,800
26	840,001～880,000	43,800
27	880,001～920,000	45,800
28	920,001～960,000	47,800
29	960,001～1,000,000	49,800
30	1,000,001～1,040,000	51,800
31	1,040,001～1,080,000	54,400
32	1,080,001～1,120,000	57,100
33	1,120,001～1,160,000	59,800
34	1,160,001～1,200,000	62,400

35	1,200,001～1,260,000		65,100
36	1,260,001～1,320,000		69,100
37	1,320,001～1,380,000		73,100
38	1,380,001～1,440,000		77,100
39	1,440,001～1,500,000		81,100
40	1,500,001円以上	81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月) (100円未満切捨て)	

備考

当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。

重症心身障害児施設 90,000円

その他の施設 50,000円

この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

第 号
年 月 日

(納入義務者)

殿

(負担金徴収権者)

児童相談所長
保健福祉(環境)事務所長

印

負担金決定(変更)通知書

下記の児童福祉施設(ファミリーホーム、里親及び自立援助ホームを含む。)入所者に係る児童福祉法に規定する措置(実施)に要する費用について、同法第56条の規定に基づき、あなたから徴収する負担金の額を次のとおり決定(変更)したので通知します。

入 所 者 氏 名	
施 設 名	
負担金決定額(月額)	¥
徴収開始年月日	
入所措置(実施)年月日	
摘 要	階層 基準額(月額) ¥

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行つた後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第2号 (第6条関係)

負担金減免申請書

措置(実施) 児童名 (入所者名)		生年月日	年月日
本人又は扶 養義務者名		職	業
負担金額	年度 月分 円	希望する減免額	円

(減免申請の理由)

(将来の見込)

上記事由により施設等への入所(委託)後に要する費用を全額(一部)負担することができませんので減免をお願いします。

年 月 日

申請者住所氏名



福岡県知事 殿

(児童相談所長
保健福祉(環境)事務所長)

様式第3号 (第6条関係)

第 号

負担金減免承認(不承認)通知書

申請者	住所	
	氏名	
<p>年 月 日申請のあつた負担金減免申請は</p> <p>承認されましたので 承認されませんでしたので 通知します。</p>		
措置(実施)児童名 (入所者名)		
本人又は扶養義務者名		
減 免 額	¥	
承認されない理由		
年 月 日		
福岡県知事		(印)
(児 童 相 談 所 長) (保 健 福 祉 (環 境) 事 務 所 長)		

様式第4号 (第7条関係)

負担金納入延期申請書

措置(実施) 児童名 (入所者名)		生 年 月 日	年 月 日
本人又は 扶養義務者名		職 業	
負担金額	年度 月分 円	定められた納期限	年 月 日
希望する納入期限		年 月 日	
(納入延期申請の理由)			

上記事由により負担金を納入期限までに納付することができませんので延期について
お願いします。

年 月 日

申請者住所氏名



福岡県知事 殿

(児童相談所長)
(保健福祉(環境)事務所長)

様式第5号 (第7条関係)

第 号

負担金納期限延長許可(不許可)通知書

申請者	住所	
	氏名	
<p>年 月 日申請のあつた負担金納入延期申請は、下記のとおり許可されましたので 通知します。 許可されませんので</p>		
措置(実施)児童名 (入所者名)		
本人又は扶養義務者名		
当初納期限	年 月 日	
延長後の納期限	年 月 日	
不許可の理由		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県知事 (印)</p> <p style="text-align: center;">(児 童 相 談 所 長) (保 健 福 祉 (環 境) 事 務 所 長)</p>		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 戸畑区の項中

医療法人共愛会戸畑リハビリテーション病院	北九州市戸畑区小芝二丁目四番三二号
明治町共立病院	明治町一〇一八

を

医療法人共愛会戸畑リハビリテーション病院	北九州市戸畑区小芝二丁目四番三二号
----------------------	-------------------

に改め、

京都郡の項中

特定・特別医療法人陽明会御所病院	勝山松田一一三三番地
------------------	------------

を

御所病院	勝山松田一一三三
------	----------

に改め、

三 身体障害者支援施設 の項中

身体障害者更生施設仁愛荘	大字鶴田六〇一
--------------	---------

を

身体障害者更生施設仁愛荘	大字鶴田六〇一
障害者支援施設年輪の園	大字前津一九六五一

に

改める。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十四号

再掲

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三十三中	34	35	36	37	37	38	38	39	39	40	を	33	34	34	35
---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二（見出しを含む。）中「特定幹部職員」を「特定管理職員」に改める。

第二十八条第一号中「百分の百五十（特定幹部職員）」を「百分の百四十（特定管理職員）」に、「百分の百九十」を「百分の百八十」に改め、同条第二号中「百分の七十五（特定幹部職員）」を「百分の七十（特定管理職員）」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十六号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事

委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5号給から 8号給まで	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	45号給から 48号給まで	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	49号給から 52号給まで	4,800	5,600	8,400	9,200	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,000	8,600	9,400	
	57号給から 60号給まで	5,100	6,300	8,800	9,700	
	61号給から 64号給まで	5,300	6,500	9,000	9,900	
	65号給から 68号給まで	5,400	6,900	9,300	10,100	
	69号給から 72号給まで	5,600	7,200	9,400	10,200	
	73号給から 76号給まで	5,700	7,500	9,600	10,400	
	77号給から 80号給まで	5,900	7,700	9,800	10,600	
	81号給から 84号給まで	6,000	7,900	10,000	10,700	
	85号給から 88号給まで	6,100	8,100	10,100	10,800	
	89号給から 92号給まで	6,300	8,300	10,200	10,900	
	93号給から 96号給まで	6,400	8,500	10,300	11,100	
	97号給から 100号給まで	6,500	8,700	10,500	11,100	
	101号給から 104号給まで	6,600	8,900	10,500	11,200	
	105号給から 108号給まで	6,700	9,100	10,600		
	109号給から 112号給まで	6,700	9,300	10,700		
	113号給から 116号給まで	6,800	9,400			
	117号給から 120号給まで	6,900	9,600			
	121号給から 124号給まで	6,900	9,700			
	125号給から 128号給まで	7,000	9,800			
129号給から 132号給まで	7,100	10,000				
133号給から 136号給まで	7,200	10,100				
137号給から 140号給まで	7,200	10,200				
141号給から 144号給まで		10,200				
145号給から 148号給まで		10,300				
149号給から 152号給まで		10,400				
153号給から 156号給まで		10,400				
157号給から 160号給まで		10,500				
161号給		10,500				
再任用職員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用 職員以外 の職員	1号給から 4号給まで	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	5号給から 8号給まで	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	6,000	8,000	9,700	11,700
	45号給から 48号給まで	4,600	6,300	8,200	9,900	11,700
	49号給から 52号給まで	4,800	6,500	8,400	10,100	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,900	8,600	10,200	
	57号給から 60号給まで	5,100	7,200	8,800	10,400	
	61号給から 64号給まで	5,300	7,500	9,000	10,600	
	65号給から 68号給まで	5,400	7,700	9,300	10,700	
	69号給から 72号給まで	5,600	7,900	9,400	10,800	
	73号給から 76号給まで	5,700	8,100	9,600	10,900	
	77号給から 80号給まで	5,900	8,300	9,800	11,100	
	81号給から 84号給まで	6,000	8,500	10,000	11,100	
	85号給から 88号給まで	6,100	8,700	10,100	11,200	
	89号給から 92号給まで	6,300	8,900	10,200		
	93号給から 96号給まで	6,400	9,100	10,300		
	97号給から 100号給まで	6,500	9,300	10,500		
	101号給から 104号給まで	6,600	9,400	10,500		
	105号給から 108号給まで	6,700	9,600	10,600		
	109号給から 112号給まで	6,700	9,700	10,700		
	113号給から 116号給まで	6,800	9,800			
	117号給から 120号給まで	6,900	10,000			
121号給から 124号給まで	6,900	10,100				
125号給から 128号給まで	7,000	10,200				
129号給から 132号給まで	7,100	10,200				
133号給から 136号給まで	7,200	10,300				
137号給から 140号給まで	7,200	10,400				
141号給から 144号給まで	7,300	10,400				
145号給から 148号給まで	7,400	10,500				
149号給から 152号給まで	7,500	10,500				
153号給から 156号給まで	7,500					
157号給から 160号給まで	7,600					
161号給から 164号給まで	7,600					
165号給から 168号給まで	7,700					
169号給から 172号給まで	7,700					
173号給から 176号給まで	7,800					
177号給	7,800					
再任用 職員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十七号

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 切替日以降に平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に、「（前条第七号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第一号中「（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、「相当する額」の下に、「（平成二十二年一月一日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例（平成二十一年福岡県条例第六十二号）第一条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。）であ

る者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（「」を加え、同項第二号及び第三号中「相当する額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（「」を加え、同項第四号イ中「相当する額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七五を乗じて得た額）（「」を加え、同号口中「給料月額」の下に「に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（「」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・七五を乗じて得た額）（「」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・七五を乗じて得た額」に、「その」を「とし、その」に、「額」を「額とする。」）に改める。

第五条中「人事委員会」を「人事委員会」に、「額」を「額」とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。（「」に改め、「なるもの」の下に「（第三条第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十八号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「短時間勤務をしている職員」の下に「（以下この項において「育児短時間勤務等職員」という。）」を加え、「当該経過措置基準額」を「当該経過措置基準額」に、「数を乗じて得た額」を「数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額、平成二十二年一月一日（以下この項において「基準日」という。）において平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例（平成二十一年福岡県条例第六十二号）第一条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者（育児短時間勤務等職員を除く。）にあつては当該経過措置基準額に百分の九十九・七五を乗じて得た額、基準日において減額改定対象職員である者のうち育児短時間勤務等職員にあつては当該経過措置基準額に百分の九十九・七五を乗じて得た額に算出率を乗じて得た額に、「当該管理職手当の額と経過措置基準額との」を「その」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十九号

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「刑事部当直主任」を「刑事当直主任」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。